

職員採用試験のお知らせ

「愛するふるさと」の実現を目指して一緒にまちづくりしませんか  
**鳩山町職員を募集します**



◆試験会場はいずれも鳩山町役場の予定です。(2次試験の日程は都合により変更する場合があります。)  
 ■問合せ 役場総務課 職員担当 ☎296-12214

募集内容

募集職種	採用予定人員	受験資格	受付期間
[A] 一般事務職	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方	7月15日(水) ~ 8月5日(水) ※午前8時30分 ~ 午後5時
[B] 管理栄養士	1名	①昭和57年4月2日以降に生まれた方 ②管理栄養士の国家資格を有する方(平成28年3月までに取得見込の方を含む) ※上記①②両方に該当する方	

町では、今年度も町職員を募集します。「愛するふるさと・はとやま」を実現するために、あなたも、私たちと力を合わせ、まちづくりに参加してみませんか。

■募集内容 上表のとおり  
 ■応募方法 原則、電子申請(インターネット)による申込。それ以外での申込方法を希望する場合はお問い合わせください。  
 ※申込受付期間になりましたら、町ホームページ(職員採用ページ)内に申込専用ページを作成します。なお、利用規約や注意事項に反した場合は受け付けません。  
 ◆日本国籍を有しない方、または地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。  
 ◆電子申請(インターネット申込)には、①パソコン(スマートフォンは不可)、②受験者本人のメールアドレス

(携帯電話用アドレス不可)、③プリンタ(A4サイズ用紙対応)が必要になります。  
 ■採用案内の配布 7月1日(水)から、町ホームページに掲載します。窓口での配布は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間に役場総務課および役場出張所で行います。  
 ※郵送希望の場合は、返信用封筒(角形2号の封筒に郵便切手120円分を貼付し、郵送先住所・氏名を明記したものを同封の上、役場総務課職員担当まで請求してください。  
 ■試験日程 〔1次試験(筆記試験)〕日時:9月20日(日)午前9時30分から(受付は午前8時30分から) 試験内容: 教養試験、作文試験、職場適応性検査  
 〔2次試験(1次試験合格者)〕 期日:10月下旬(予定) 試験内容:面接試験

先輩職員の声



上野愛美さん(入庁4年目)

自分の生活が地域の方や自治体など、多くの方々に支えられていることを知り、自分も誰かの支えになりたい、とこの仕事を志望しました。現在は、高齢者の在宅支援事業など、高齢者福祉に関わる仕事をしています。  
 町役場の仕事は多岐にわたり、どの仕事も町民の生活に密接に関わる大切な仕事です。また、いろいろな仕事を体験するチャンスのある職場です。  
 同じ志をお持ちのみなさん、ぜひ鳩山町で一緒に働きましょう。

手打ちうどん教室 参加者募集

講師が丁寧に手打ちうどんの極意をお教えします。ご応募お待ちしております。  
 日時:7月23日(木)、8月6日(木) いずれも午前9時30分から ※2回開催 場所:農村公園活性化施設「まつぱくり」調理室 参加費:1,400円(当日集金) 定員:16人(定員を超えた場合は抽選。抽選発表は7月21日(火)) 申込期間:7月14日(火)~17日(金) 申込・問合せ:役場産業振興課 地域活性化担当 ☎296-5895



早期発見・早期対応に向け

「認知症初期集中支援チーム」が発足

認知症は、加齢とともにどうしても発症する可能性が高まります。認知症の予防を心がけることはもちろんですが、早期発見や早期対応が重要になっていきます。  
 物忘れなどに関して、あなたの大切な人や、あなた自身に心配ごと、気がかりなことがありましたら、地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。専門チームで相談・助言に対応させていただきます。

◆「認知症初期集中支援チーム」とは  
 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の方やご家族に対して、専門的な助言や支援を行います。認知症の専門職が相談などで個別に支援していきます。  
 ■申込・問合せ 町地域包括支援センター  
 TEL 296-7700  
 FAX 298-0077



その人らしい生活が継続できるよう支援します。

うちのおじいちゃん、もの忘れが多くなって。何度も同じこと聞くし、心配だわ。



専門職チームが訪問や来所相談に応じます。ご本人と面談します。(ご家族のみの相談も可能です。)

認知症専門医



看護師 認知症地域支援推進員 ケアマネージャー ご家族など

支援チームで現状の課題から、専門病院への受診を勧めたり、介護保険やサロンを紹介したりするなど、今後の方向性を決定します。

認知症や介護が必要になったとき、ケアマネジャーは、あなたの生活歴を聞き取ります。そして、その生活歴からあなたが今まで大切にしていたことや考え方を感じ取りながら個別支援していきます。大切なあなただけの歴史を元気なうちから文章に残してみませんか? 記載する際のポイントを、講師が分かりやす



平成27年度認知症講演会 参加者募集  
 歩んできたオンリーワンの歴史を文章にまとめてみよう!  
 あなたの思い出を紡ぐ「生活暦」

くお教えします。  
 ■日時 8月25日(火) 午後1時30分~3時  
 ■場所 町ふれあいセンター3階  
 ■講師 立正大学社会福祉学部社会福祉学科 教授 保正友子先生  
 ■内容 生活歴を記載する際のポイントなど  
 ■定員 100人  
 ■申込・問合せ 8月24日(月)までに町地域包括支援センター ☎296-7700、FAX 298-0077まで。電子申請(※)でも申し込みできます。  
 ※町ホームページのトップ画面にある「便利ガイド」内「電子申請・届出サービス」ページにて「鳩山町」を選択してください。原則24時間手続きできます。利用に際し、ID登録の手続きは必要ありません。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラを  
7月は「社会を明るくする運動」の  
強調月間です



第65回「社会を明るくする運動」広報ポスター（主唱／法務省）

「社会を明るくする運動」が、「更生保護の日」である7月1日からの1か月間を強調月間とし、全国的に実施されます。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていこうという運動で、今年で65回目を迎えます。

今回、町では、更生保護活動に取り組んでいる保護司・更生保護女性会会員の皆さんを中心に、町内巡回啓発、各小中学校への作文コンテストの協力依頼、鳩山中学校での啓発活動などを行います。

「保護司」って？

保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした人が立ち直るための支援や、地域の犯罪予防活動などを行う民間のボランティアです。現在、全国で約4万8千人（埼玉県内では約1,500人）の保護司が、それぞれの地域において職務に取り組んでおり、鳩山町では6人の方が活動しています。

「愛の募金」活動にご協力を

小川地区更生保護女性会では、「社会を明るくする運動」の強調月間に併せて、活動資金の造成を目的とした「愛の募金」活動を行っています。愛の募金を通して、更生保護施設への助成、愛の図書の配布、DV被害者への支援などの資金的な援助を行ってきました。

活動の趣旨をご理解いただき、本年もご支援・ご協力をお願いします。

■問合せ 役場総務課 人権政策担当 ☎ 296-1214

「鳩山町プレミアム付商品券」取扱加盟店一覧（6月18日現在）

地区	店名（五十音順）
亀井地区	◆美味の会 ◆オーディ西埼玉 ◆カミタイヤ ◆グー・チョコ・パン ◆ゴルフプラザ鳩山 ◆秩父観光 鳩山営業所 ◆戸口設備 ◆沼屋商店 ◆鳩山カントリークラブ ◆福島電気 ◆山口工事 ◆山屋商店 ◆ローソン泉井店および熊井店 ◆Yショップ 澤屋商店
今宿地区	◆居酒屋 酒楽 ◆居酒屋 味里 ◆いな穂のかなぶん亭 ◆今宿接骨院 ◆今村商店 ◆大賀建装 ◆荻野商店 ◆おしゃもじ食品 ◆角乃屋 ◆かめや ◆カラオケ グリニッジ ◆共和木材 ◆くすり 松本 ◆サ・ジュール ◆寿園 ◆食事処 司 ◆セブンイレブン鳩山今宿店 ◆鮮味園 ◆ドラッグストア セキ鳩山店 ◆ナカダナ ◆中山塾 ◆鳩山農産物直売所 ◆フローリスト かほり ◆みやざき自動車 ◆八重子美容室 ◆焼肉 風 ◆吉仁酒店 ◆レストラン エルヴィス
ニュータウン地区	◆宇佐美米店 ◆カラオケ喫茶 でこぼん ◆ガラス工芸 はとやまがらす ◆革工房 スキップ ◆すし玄 ◆スリーフロンティア ◆西友 鳩山ニュータウン店 ◆田島屋酒店 ◆とんちん館 ◆鳩山石材 ◆花むすび ◆美容室 たんぼぼ ◆美容室 ルシア ◆ヘアサロン・レンヌ ◆ヘアステージ美容室 ◆ポルタアート ◆麺処なおさん ◆山室水産

※各店舗の業務内容などは、広報はとやま7月号と併せて別途全戸配布するパンフレットをご覧ください。また、最新情報は町商工会までお問い合わせください。※店名は、一部を省略しているため、実際の商号と異なる場合があります。

「鳩山町プレミアム付商品券」が使用できる取扱加盟店をご案内します。なお、取扱加盟店の登録は

随時受け付けています。■問合せ 町商工会 ☎ 296-10591

「鳩山町プレミアム付商品券」取扱加盟店のお知らせ

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく



国では、消費税率引き上げの影響を踏まえ、所得の低い方々や子育て世帯の負担を緩和するため、暫定的・臨時的な給付措置として、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を、昨年度に引き続き支給します。

給付金を受け取るには、申請が必要となります。申請対象者のうち、基準日時点で町内に住民票がある方は、期限内に申請をお願いします。

【臨時福祉給付金】  
■対象者 平成27年度分の町

給与所得者	
区分	非課税限度額（給与収入ベース）
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168.4万円
夫婦子2人	210万円
公的年金等受給者	
区分	非課税限度額（年金収入ベース）
単身	65歳以上 148万円 65歳未満 98万円
夫婦	65歳以上 192.8万円 65歳未満 147万円

※生活保護基準の3級地における非課税限度額。  
◆お電話による課税・非課税のお問い合わせに対しては、本人確認ができません。

■提出書類 ①申請書（該当になると思われる方には7月下旬に郵送）、②本人確認書類（運転免許証など）

■支給額 対象児童一人あたり30000円

■基準日 平成27年5月31日

■申請期限 12月1日（火）まで

■提出書類 ①申請書（児童手当の「現況届」の通知と併せて、現況届と一体となった

■提出書類 ①申請書（児童手当の「現況届」の通知と併せて、現況届と一体となった

■提出書類 ①申請書（児童手当の「現況届」の通知と併せて、現況届と一体となった

■提出書類 ①申請書（児童手当の「現況届」の通知と併せて、現況届と一体となった

振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください



給付金の支給に関して、町や厚生労働省などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。また、現時点で、住民の皆さまの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することも絶対にありません。

ご自宅や職場などに、町や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず役場健康福祉課または最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

あなたの貴重な一票を大切に

## 8月9日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です

あなたの声をお届けください



平成27年8月30日に任期満了となる埼玉県知事選挙を、7月23日(木)告示、8月9日(日)投票の日程で行います。

県知事選挙は地域課題を解決するための方向性を決める、大変重要な選挙です。未来のために、ぜひあなたの貴重な一票を投票しましょう。

**■投票できる方**  
年齢要件…平成27年8月10日までに生まれた方  
住所要件…平成27年4月22日までに鳩山町に住居登録をし、引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方  
※平成27年4月23日以降、埼玉県内の市区町村から鳩山町へ申し出て下さい。

に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、鳩山町で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(または「住民票の写し」)を持参することにより、前住所地の投票所で投票することができます。ただし、県内で2回以上、他の市区町村へ住所を移転された方は投票できません。

**■開票結果**  
開票は即日、午後9時から役場3階305・306会議室で行われます(参観を希望される方は左記まで)。投票日の午後10時5分から30分おきに電話で聞くことができます。また、町ホームページでも随時、開票の状況をお知らせします。

**【電話】018019914500** (※携帯電話等からは利用不可)  
**【町ホームページ】** <http://www.town.hatoyama.saitama.jp>  
**■問合せ** 鳩山町選挙管理委員会(役場総務課内)  
TEL 29611214  
FAX 29612594

**■入場券について**  
入場券は、はがきで各世帯に有権者全員分が郵送されます。はがき1枚につき4人分の入場券がついています(1世帯あたり5人以上の場合は、はがきが2枚以上郵送されます)。入場券を切り取り、投票所へ持参してください。また、選挙資格があるのに、入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。入場券をなくされた方は、早めに選挙管理委員会へ連絡するか、当日、投票所の受付へ申し出て下さい。

### 期日前投票・不在者投票の概要

種別	概要
期日前投票	<b>■投票期間</b> 7月24日(金)～8月8日(土) <b>■投票時間</b> 午前8時30分～午後8時まで <b>■投票場所</b> 役場1階 ホール ※入場券が届いている場合は、忘れずに持参してください。
指定を受けた病院や老人ホームで投票	申し出があれば、病院や老人ホームなどで投票できます。ご希望の方は、施設の長に申し出てください。
不在者投票	郵便による不在者投票 身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たしている方、または障がいの程度が一定の要件に該当すると県知事などが証明した場合は、郵便による不在者投票ができます。
滞在地の市区町村で投票	事前に手続きが必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ◆投票所

投票区名	投票所	投票区域
第1投票区	公民館亀井分館	大橋、泉井
第2投票区	亀井農村センター	奥田、須江、竹本
第3投票区	上熊井集落センター	高野倉、熊井(一部を除く)
第4投票区	今宿コミュニティセンター	小用、大豆戸、赤沼、今宿、石坂(石坂一を除く)、熊井の一部、鳩ヶ丘五丁目の一部
第5投票区	公民館石坂分館	石坂(石坂二を除く)、楓ヶ丘四丁目、鳩ヶ丘三・四丁目
第6投票区	鳩山小学校体育館	楓ヶ丘一丁目、鳩ヶ丘一・二丁目、鳩ヶ丘五丁目(一部を除く)
第7投票区	多世代活動交流センター体育館	松ヶ丘一丁目～四丁目、楓ヶ丘二・三丁目

## 障がいのある方の就労等の社会参加促進を「自動車運転免許取得費」「自動車改造費」の費用の一部を助成しています

### 「障がい者自動車運転免許取得費の補助」

免許の取得により就労が見込まれるなど、社会活動への参加に効果があると認められる場合に、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。助成を希望する場合は、免許取得前に窓口までご相談ください。  
※所得制限があります。

**■対象** 町内に住所を有し、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で、道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有する方。

**■補助額** 自動車運転免許取得に要した費用の3分の2以内で、10万円を限度とします。

### 「障がい者自動車改造費の補助」

就労等の社会参加のため自分で車を運転する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。助成を希望する場合は、改造前に窓口までご相談ください。  
※所得制限があります。  
**■対象** 町内に住所を有し、自らが運転できるように自動車

車の一部の改造を行う方で、次の①と②のいずれにも該当する方。  
①身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。  
②自らが所有する自動車の一部を改造することにより、就労など、社会参加の機会が拡大し、その効果が見込まれる方。

**■補助額** 10万円を限度とします。

**■問合せ** 役場健康福祉課障害者福祉担当  
TEL 29611241  
FAX 29613390

### とめないでください! 必要な方のために

障がい者用駐車場は、車いすや杖を使用している、歩行に困難がある方などが、自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるように設けられた駐車場です。しかし、「出入口の近くにあり便利だから」などの理由で、マナーを守らず駐車するドライバーが後を絶ちません。本当に必要な方が駐車できずに困っています。障がい者用駐車場利用のマナーアップにご協力をお願いします。



## はとやま 雑感

町長 小峰孝雄

### 【今月のテーマ】ウォーキング事業

先月号で、今年度から取り組む、新たな健康づくりとしてのウォーキング事業にふれましたが、この点について、少し詳しく述べさせていただきます。



埼玉県では、健康長寿社会の実現に向けた取り組みとして、健康長寿埼玉プロジェクトを推進してきましたが、平成27年度から「毎日1万歩運動」と「筋力アップトレーニング」を推奨プログラムとして展開することになりました。



この取り組みを「健康長寿埼玉モデル」を呼んでいます。県内の20市町村のモデル事業の一つとして、鳩山町も選ばれました。

3ヶ年の事業で、初年度は全額県補助金となる事業で、2年目は2分の1補助、3年目は3分の1補助となります。6月に開催した町議会で、補正予算が可決承認されました。広報はとやま8月号で詳しく紹介いたします。



取り組み内容を簡単に申しますと、ウォーキング講座及び筋トレ講座を開催し、より効果的な実践に向けて支援するとともに、参加者には歩数計を貸与し、毎日の10,000歩以上を目指したウォーキング及び計測と記録を行うものです。また、その前段階として、身体測定や体力測定、血液検査等を行い、事後評価につなげます。



平成21年度から23年度の3ヶ年、小鹿野町、ときがわ町とともに県の健康長寿実証事業として、モデル事業に取り組みました。

モデル事業として取り組む中で、鳩山町の健康づくり事業も大きく前進しましたが、今回も、町の健康づくりの前進につながればと思います。

